

# 赤坂地下歩道における地域活性化の取り組み ～占用制度を活用した活動費の充当～

国土交通省 関東地方整備局 道路部 路政課

## はじめに

赤坂地下歩道とは、国道 246 号と外堀通りが交差する赤坂見附交差点の地下歩道です。

この赤坂地下歩道の壁面に地元の商店街振興組合が広告物を設置し、そこから得られる広告料収入による地域活性化に向けた取り組みがスタート。10月 21 日に占用許可を行いましたので紹介いたします。

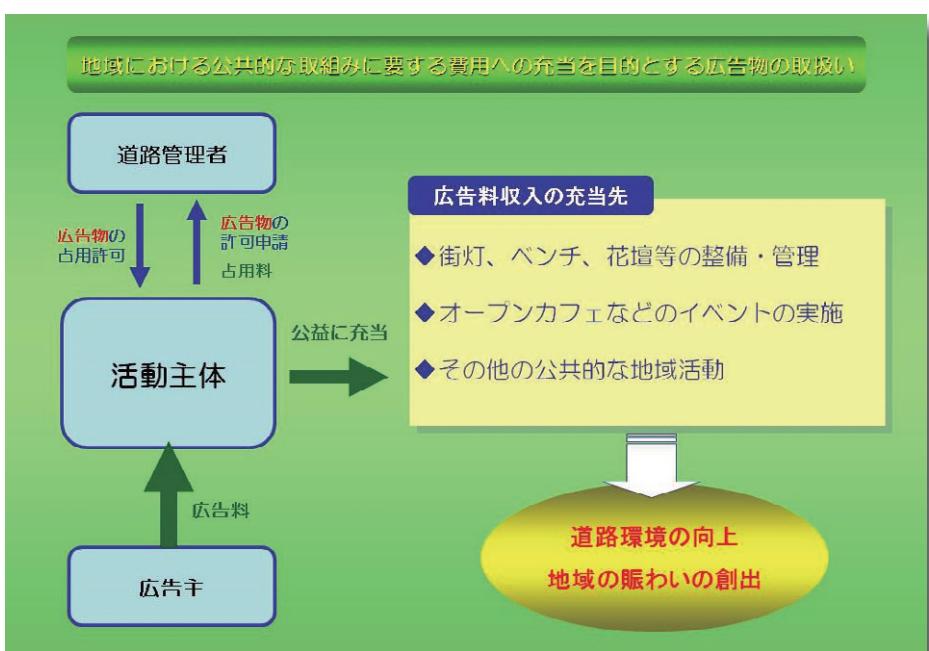
## 制度の概要

国土交通省成長戦略では老朽化したインフラの対応として「道路空間のオープン化」を掲げています。既存道路の上下空間を民間開放し、その収益還元を活用した新たな官民連携による整備・管理を展開するとされております。

その取り組みの一つとして、地域活性化等に資する広告物の占用（以下「本制度」という。）が進められています。近年、道路利用者の利便性の向上や魅力あるまちなみ形成を図る目的で、地域が自主的に公共的な取り組みを行う事例が増加しています。これらの公共的な取り組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用に係る許可基準の緩和は、平成 20 年 3 月 25 日に定められています。具体的には、「指定区間内的一般国道における路上広告物等の占用許可基準」において定められている路上広告物の占用場所、設置方法、構造色彩などの基準を一部緩和ができるようにしているものです。これによって従来は占用許可ができなかった路上広告物等が許可できるようになっています。

### \* 公共的な取り組みとは

商店街組織、自治会などの地域の活動主体が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するもの。具体的には、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備・維持管理等が想定されています。



## 取り組みの背景

赤坂地下歩道は、赤坂見附駅と赤坂公共駐車場を連絡する延長 120 メートル、幅員 6.5 メートルの地下歩道です。

周辺に都内でも有数の商業・業務地区をひかえ、赤坂見附駅は一日当たり約 10 万人の利用者があり、赤坂地下歩道は多くの歩行者が通行しています。



赤坂見附交差点の様子（赤坂地下歩道の地上）

この赤坂地下歩道には、壁面パネル 21 箇所及びショーケースが 2 箇所整備されています。

壁面パネルには、かつては公共広告が掲示されていました。現在では、単調な風景写真が掲示されている状況となっています。

一方、周辺地域の活性化のため、地域の方からは「地下歩道をさらにきれいにしてたくさんの方に利用してもらいたい」という声が高まってきました。

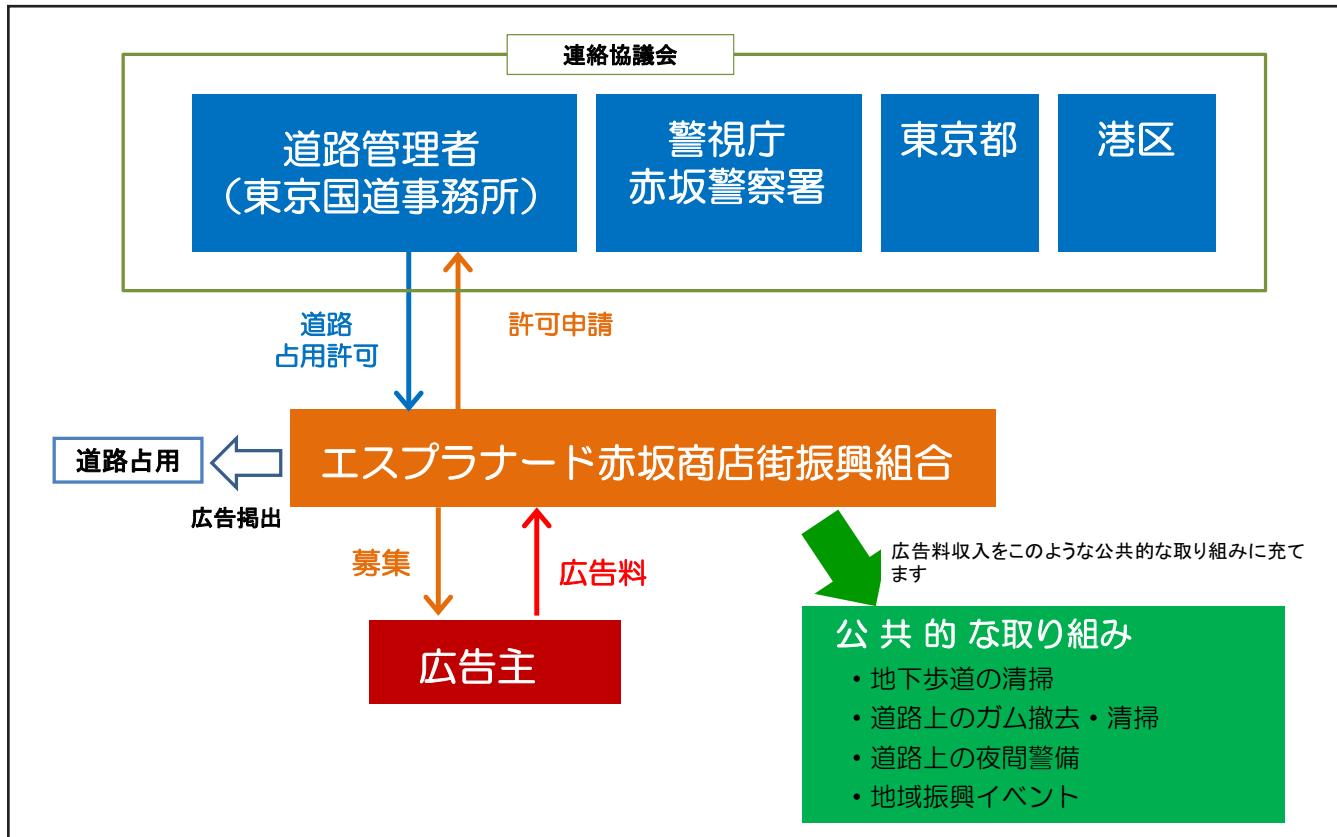


今までの赤坂地下歩道の様子



壁面パネルに掲示されている風景写真

## 赤坂地下歩道における本制度の運用



今回の取り組みによって、地域の皆様の声に応え、壁面パネルも有効に活用することができるようになりました

### ① エスプラナード赤坂商店街振興組合（活動主体）

活動主体となるエスプラナード赤坂商店街振興組合とは、「エスプラナード赤坂通り」において、電柱の地中化、街路灯の取り替え、東京電力ピラーボックスのアート化などの整備や赤坂見附駅周辺での清掃活動など、長年にわたりまちづくりや公共的な取り組みを主体的に行ってきました団体です。



エスプラナード赤坂商店街振興組合の皆様の清掃活動の様子

### ② 公共的な取り組み

「エスプラナード赤坂商店街振興組合」が得る広告物収入によって行う公共的な取り組みとは、赤坂地下歩道の清掃、道路上のガム撤去・清掃、道路上の夜間警備、地域振興イベントを対象としています。

本制度の活用によって、以前から行ってきた公共的な取り組みがより一層活性化すること、そして国道の維持管理や地域の防犯対策に資するほか、周辺地域の活性化に寄与することが期待されます。

### ③ 広告物の占用許可

今回の占用許可は、平成25年10月21日から平成26年3月31日までの期間とし、広告物が決定した壁面パネル5カ所について行うものです。

広告物のデザイン及び表示内容は、公序良俗に反するものではないことはもとより、美観風致を十分考慮し決定することとしています。

### ■本制度の運用に至る経緯

日付	内 容
H25.3まで	東京都・港区・警視庁赤坂警察署へ事前説明
H25.5.27	東京都屋外広告物条例第15条第5号に係る依頼(東京国道事務所→東京都)
H25.8.1	東京都屋外広告物条例第15条第5号に係る回答(東京都→東京国道事務所)・東京都公報に区域指定の告示
H25.9.2	「赤坂地下歩道の管理に関する確認書」締結(エスプラナード赤坂商店街振興組合と東京国道事務所)
H25.10	連絡協議会(関係機関においての合意)
H25.10.11	道路占用許可申請(エスプラナード赤坂商店街振興組合)
H25.10.21	道路占用許可(許可期間:H26.3.31まで) 道路占用(広告掲載)
H26.3まで	広告料収支報告(エスプラナード赤坂商店街振興組合) 基本方針の運用状況の検証 → 次年度以降に反映

### ■課題及び今後の展開

赤坂地下歩道には、今回の占用許可を行った部分以外にも活用可能な壁面パネル等があります。

今回の占用許可について運用状況の検証を行った上で、公募方式等の工夫を行い、壁面パネルの有効活用がはかれるように次年度以降の取り組みに反映します。

## 最後に

今回の取り組みは、①公共活動に対する高い意識が地域に根ざしていたこと、②広告的価値の高い地域・場所での展開であったこと、③交通への影響が極めて少ないと、などを背景として関係者・関係機関の合意形成が図られ実現できたものと考えられます。

今後、本制度の活用は、高度な維持管理が求められる、かつ、公共的な活動の取り組みが展開していくより一層の展開を期待したい地域等であって、広告的な価値も相応に期待できる地域（例えば、交通結節点周辺地域のスペース等）において検討していくことが実現性も高く、効果が期待できるものと考えます。